

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年2月1日
事業者の氏名又は名称	四国三共運送株式会社(法人番号3470001008042)(代表者 木村智子)
事業者の所在地	香川県善通寺市中村町505-8
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県善通寺市中村町505-8
行政処分等の内容	輸送の安全確保命令、輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年11月5日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年2月17日
事業者の氏名又は名称	株式会社セイワ運輸(法人番号7480001007659)(代表者 平野賢一)
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町岩倉2955-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島2080-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年11月18日及び同年12月9日、労働局と合同で監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。